

原議保存期間	5 年(令和14年3月31日まで)
有効期間	一種(令和14年3月31日まで)

警視庁総務部長
各道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長

警察庁丁犯被発第105号
令和8年4月30日
警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課長

第4次犯罪被害者等基本計画の見直しに関する要望・意見を踏まえた犯罪被害給付制度の運用上の留意事項について（通達）

犯罪被害給付制度の事務処理については、「犯罪被害給付制度事務処理要領の改正について（通達）」（令和8年1月19日付け警察庁丙犯被発第1号）、「犯罪被害給付制度事務処理要領に係る運用上の留意事項について（通達）」（令和8年1月19日付け警察庁丁犯被発第7号。以下「留意事項通達」という。）等において示しているところであるが、警察庁において、第4次犯罪被害者等基本計画の見直しに当たって国民から要望・意見を募集したところ、犯罪被害給付制度の運用に関する要望・意見も寄せられたことから、下記のとおり、改めて、要望・意見のあった点についての留意事項を示すこととしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

1 仮給付の更なる推進及び迅速な裁定について

第4次犯罪被害者等基本計画の見直しに当たって寄せられた要望・意見（以下「要望・意見」という。）の中には、犯罪被害者等給付金を早期に支給してほしい旨のものがあつたところである。

この点については、留意事項通達及び「犯罪被害給付制度における仮給付の更なる推進について（通達）」（令和5年7月24日付け警察庁丁教厚発第666号）により示しているとおり、引き続き、仮給付の更なる推進及び迅速な裁定に努められたい。

2 いわゆる親族間犯罪に係る犯罪被害者等給付金の支給について

要望・意見の中には、いわゆる親族間犯罪に係る犯罪被害者等給付金の支給について、一律に不支給になるわけではないことを踏まえた対応をしてもらいたい旨のものがあつたところである。

この点については、留意事項通達の1(2)ウにより既に示しているとおり、

犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間に夫婦、直系血族又は三親等内の親族関係がある場合であっても、親族関係が事実上破綻していたと認められる事情がある場合等、親族関係の実態に応じて支給されるケースがあることから、犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間に形式的に親族関係がある場合であっても、支給裁定となり得る場合があることを念頭に、誤りなく教示を行うこと。

3 交通事故被害者等に対する犯罪被害者等給付金の支給について

要望・意見の中には、犯罪被害者等給付金が自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく保険金等と調整されるとしても、交通事故被害者等が一律に支給対象外となるわけではないことを踏まえた対応をしてもらいたい旨のものがあつたところである。

この点については、留意事項通達の1(2)において教示の原則等を示しているところ、自賠責制度による保険金等を超える金額が犯罪被害者等給付金として支給される場合もあり得ることを念頭に、誤りなく教示を行うこと。

4 精神疾患に係る重傷病の認定について

要望・意見の中には、精神疾患に係る重傷病の認定について、3日以上入院ではなく、3日以上就労不能が要件となっていることを周知してもらいたい旨のものがあつたところである。

この点については、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第2条第5号及び犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令（昭和55年政令第287号）第1条に規定されているところである。留意事項通達の1(2)において教示の原則等を示しているところ、精神疾患に係る重傷病の認定要件について誤りなく教示されたい。